

議員提出議案第 35 号

特別委員会の設置について

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 2 年 12 月 14 日

| | | | | |
|-----|---|---|----|-----|
| 提出者 | 長 | 山 | 家 | 康 |
| 賛成者 | 仲 | 間 | | 均 |
| | 〃 | 宮 | 良 | 操 |
| | 〃 | 長 | 浜 | 信 夫 |
| | 〃 | 東 | 内原 | とも子 |
| | 〃 | 我 | 喜屋 | 隆 次 |
| | 〃 | 箕 | 底 | 用 一 |
| | 〃 | 大 | 濱 | 明 彦 |
| | 〃 | 石 | 垣 | 達 也 |
| | 〃 | 内 | 原 | 英 聡 |

石垣市議会
議長 平 良 秀 之 殿

理 由

議会基本条例や議会 I C T 化など、議会改革について調査研究を行うため。

特別委員会の設置について

1. 特別委員会の名称

議会改革特別委員会

2. 特別委員会の任務

議会基本条例、議会 I C T 化などの議会改革について調査研究する。

3. 調査権限

本議会は、上記 2. に掲げる事項の調査を行わせるため、地方自治法第 9 8 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。

4. 期間

調査終了まで。

なお、地方自治法第 1 0 9 条第 8 項の規定により、閉会中も調査することとする。

5. 特別委員会の人数

本特別委員会委員の数は 6 人とする。